



# 監査結果報告書

宝 監 第 9 0 号

令和2年(2020年)12月18日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男

同 小 川 克 弘

同 と な き 正 勝

令和2年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

ソリオ宝塚都市開発株式会社 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会 宝塚フェスタ実行委員会
---

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

# ソリオ宝塚都市開発株式会社

## 第1 監査の種類

出資団体監査

## 第2 監査の対象

主に令和元年度におけるソリオ宝塚都市開発株式会社（以下「会社」という。）  
に対する市の出資金に係る出納その他の事務の執行

資本金の額 1,851,500,000円

市の出資額 915,000,000円

出資比率 49.4%

## 第3 監査の期間

予備調査 令和2年10月 1日から令和2年11月26日まで

本監査 令和2年11月26日

## 第4 監査の概要

会社が設立目的に沿って運営されているかどうか、経営成績及び財務状況は良好かどうか、出資金が目的に沿って適正に使用されているか、経理処理は適切かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係職員（都市整備部）から説明を聴取して監査を行いました。

## 第5 監査の結果

会社は、設立目的に沿って運営され、出資に係る出納その他の事務についてもおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、適切な措置を講じるよう指導してください。

## 第6 指摘・意見

### 【意見】

#### 1 会社の経営と市の指導監督等の状況及び駐車場の賃貸借について

第28期（平成30年10月1日～令和元年9月30日）の経営収支の状況は、不動産賃貸事業、駐車場運営事業、その他事業、いずれの事業も増収となっており、営業収益は前期より2,278万円（3.1%）増加し7億6,474万円、当期純利益は前期より1,642万円（16.4%）増加し1億1,637万円となっています。これは、これまでの会社の経営努力によるものであると高く評価します。

結果、第27期利益剰余金10億8,872万円に、当期純利益1億1,637万円が加わり、当期利益剰余金は12億509万円となっています。

経営状況が好調であることは数字からも明らかですが、第28期の収支の状況を部門別に見てみると、駐車場運営部門は7,976万円の黒字となっており、その内訳はソリオ第1駐車場が6,548万円、ソリオ第2・3駐車場が836万円、ソリオ第4駐車場が887万円の黒字となっており、花のみち駐車場は294万円の赤字となっています。

ソリオ第1駐車場の建物は市の所有となっており、市は年2,520万円の賃貸料で会社に賃貸していますが、市は修繕積立金を負担しており、令和元年度の修繕積立金は2,414万円となっています。また、ソリオ第4駐車場は、底地を市が民間企業と50年間の定期借地権設定契約を結び（第28期時点で市から民間企業へ年3,403万円の賃借料支払）、借地に市が駐車場を建設、会社に対して年5,676万円の賃貸料で賃貸しています。市の修繕計画では修繕積立金の負担はありませんが、市の負担で修繕を行う必要があり、その費用は今後約4億5,700万円と見込まれています。

駐車場の賃貸料の積算方法について所管課に確認したところ、建物の建設費用及び震災による修繕費用を建物の耐用年数で割った金額が賃貸料の根拠となっています（ソリオ第4駐車場はそこに底地の賃借料が加算されている）。このため、賃貸料にはソリオ第1駐車場の修繕積立金及びソリオ第4駐車場のこれまでにかけた修繕料や今後予定されている修繕費用が含まれていない状況です。駐車場の賃貸料の積算にあたっては修繕費用も考慮されるべきと考えます。

また、覚書で定められた賃貸料は「消費税を含む」とされており、消費税5%の時代に交わされた覚書にもかかわらず、それ以降は賃料の改定がありません。そのため会社は消費税増税後も消費税5%時と同額を支払いながら10%分の消費税を控除しており、市の収入は消費税5%時と同額であるにもかかわらず、納める消費税は5%増えて10%分となっています。

現在、市では令和2年3月に宝塚市行財政経営戦略本部を設置し、行財政経営基盤の強化に取り組んでいます。コロナ禍による大幅な市税収入の減収が見込まれ、公共施設の老朽化対応は急務となっています。市は駐車場の賃貸料等を含めた今後について会社と協議を始めてください。

また、法人税等控除後の純利益は第25期（平成27年10月1日～平成28年9月30日）で8,507万円、第26期（平成28年10月1日～平成29年9月30日）で1億594万円、第27期（平成29年10月1日～平成30年9月30日）で9,994万円、第28期（平成30年10月1日～令和元年9月30日）で1億1,637万円を計上し、第28期末の利益剰余金は12億509万円となっています。一方、会社は株主に対して平成24年に設立20周年を記念した額面1%の記念配当を行っていますが、それ以降、株主に対する配当は行われていません。会社からは、「この利益剰余金については、建築から27年を経過し、施設のあらゆるところに老朽化が見られる状態であるため、今後は老朽更新等に使う場面が出てくると考えている。」旨の説明を受けましたが、施設の老朽更新等については別途修繕積立金を積み立てており、毎年利益剰余金が増え続けている現状からすれば、市は会社に対して利益剰余金の配当を求めるべき時期に来ているのではないかと考えます。駐車場と同様に、市は会社と協議を始めていく必要があるのではないかと考えます。

## 第7 会社の概要

### 1 目的

会社は次の事業を営むことを目的としています。

- (1) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業務
- (2) 駐車場、駐輪場の管理運営業務
- (3) 店舗、倉庫、文化教養施設、遊技機及びスポーツ施設の管理運営業務
- (4) 店舗の販売促進の企画、調査研究及び指導の受託業務
- (5) 都市計画、都市再開発の計画、調査研究及び指導の受託業務
- (6) 中心市街地活性化事業実施に関する業務
- (7) 衣料品、日用雑貨、飲食料品の販売及び宝くじの受託販売
- (8) 収入印紙、郵便切手の売り捌き及び公衆電話受託業務
- (9) たばこ、酒類、清涼飲料水及び古物の販売業務
- (10) 広告代理業務及び貨物配送取扱業務
- (11) 店舗のクレジットカードによる売上代金の決済代行業務

(12) 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務

(13) 前各号に附帯する一切の業務

## 2 組 織

会社は、代表取締役社長 1 人、代表取締役専務 1 人、常務取締役 1 人、取締役 4 人、常勤監査役 1 人、監査役 2 人、社員 17 人で構成されています。

(令和 2 年 3 月 3 1 日現在)

### 3 経営状況

第25期（平成27年10月1日～平成28年9月30日）から第28期（平成30年10月1日～令和元年9月30日）までの比較損益計算書及び比較貸借対照表は、次のとおりです。

#### 比較損益計算書

（単位 千円、％）

項目	期	第25期 H28年9月 期	第26期 H29年9月 期	第27期 H30年9月 期	第28期		
					R01年9月 期	対前期 増減額	増減率
① 営業収益		747,529	744,702	741,956	764,743	22,787	3.1
不動産賃貸収入		413,501	414,642	407,153	426,307	19,154	4.7
駐車場収入		208,908	210,437	214,787	217,130	2,343	1.1
その他事業収入		125,119	119,622	120,015	121,305	1,290	1.1
② 営業費用		511,063	490,279	490,253	504,467	14,214	2.9
不動産賃貸原価		254,476	252,336	253,009	265,063	12,054	4.8
駐車場原価		139,890	134,251	133,796	137,362	3,566	2.7
その他事業原価		116,697	103,690	103,447	102,041	△ 1,406	△ 1.4
③ 営業総利益(①-②)		236,465	254,422	251,703	260,276	8,573	3.4
④ 一般管理費		99,155	103,968	105,873	107,237	1,364	1.3
⑤ 営業利益(③-④)		137,309	150,454	145,829	153,038	7,209	4.9
⑥ 営業外収益		6,324	11,390	3,130	12,824	9,694	309.7
受取利息		3,490	2,265	1,714	1,862	148	8.6
補助金収入		0	0	0	0	0	0.0
その他		2,833	9,125	1,416	10,961	9,545	674.1
⑦ 営業外費用		2,231	6,909	1,507	1,108	△ 399	△ 26.5
支払利息		2,231	1,906	1,507	1,108	△ 399	△ 26.5
その他		0	5,003	0	0	0	0.0
⑧ 経常利益(⑤+⑥-⑦)		141,402	154,935	147,452	164,754	17,302	11.7
⑨ 特別損失		0	0	0	0	0	0.0
固定資産売却損		0	0	0	0	0	0.0
⑩ 税引前当期純利益(純損失) (⑧-⑨)		141,402	154,935	147,452	164,754	17,302	11.7
⑪ 法人税、住民税及び事業税		42,426	44,754	47,741	48,344	603	1.3
⑫ 法人税等調整額		13,900	4,236	△ 231	38	269	△ 116.5
⑬ 当期純利益(純損失) (⑩-⑪-⑫)		85,075	105,944	99,943	116,371	16,428	16.4

※表中の金額については、単位未満を切り捨てていますので、その内訳と合計が一致しない場合があります。

## 比較貸借対照表

(単位 千円、%)

項目	期	第25期	第26期	第27期	R01年9月	第28期	
		H28年9月	H29年9月	H30年9月		期	対前期増減
流動資産		980,807	1,130,631	1,217,251	1,254,180	36,929	3.0
	現金及び預金	904,542	1,047,721	1,045,280	1,016,714	△ 28,566	△ 2.7
	売掛金	17,565	21,846	20,546	20,135	△ 411	△ 2.0
	有価証券	0	0	89,997	150,060	60,063	66.7
	貯蔵品	300	230	326	224	△ 102	△ 31.3
	前払費用	35,692	36,241	37,671	37,470	△ 201	△ 0.5
	未収入益	527	406	424	480	56	13.2
	未収入金	69	48	181	51	△ 130	△ 71.8
	立替金	16,007	18,015	17,532	28,475	10,943	62.4
	1年内回収予定の 差入保証金	160	160	160	0	△ 160	△ 100.0
	繰延税金資産	4,607	5,481	4,590	0	△ 4,590	△ 100.0
その他	1,335	479	539	567	28	5.2	
固定資産		2,749,537	2,653,029	2,562,764	2,595,883	33,119	1.3
有形固定資産		1,888,741	1,848,333	1,831,608	1,823,793	△ 7,815	△ 0.4
土地		1,215,829	1,215,829	1,223,763	1,223,763	0	0.0
建物		663,539	625,396	597,283	582,037	△ 15,246	△ 2.6
工具器具及び備品		9,372	7,108	10,561	17,992	7,431	70.4
無形固定資産		3,859	3,306	2,753	5,663	2,910	105.7
ソフトウェア		1,336	783	230	3,141	2,911	1,265.7
電話加入権		2,522	2,522	2,522	2,522	0	0.0
投資その他の資産		856,937	801,389	728,403	766,427	38,024	5.2
投資有価証券		572,450	520,397	440,343	472,467	32,124	7.3
差入敷金		128,334	129,577	135,277	135,427	150	0.1
差入保証金		320	160	0	0	0	0.0
繰延税金資産		154,954	150,474	151,617	155,501	3,884	2.6
その他		877	780	1,164	3,030	1,866	160.3
貸倒引当金		0	0	0	0	0	0.0
資産合計		3,730,345	3,783,661	3,780,016	3,850,065	70,049	1.9
負債		995,788	944,590	841,049	793,211	△ 47,838	△ 5.7
流動負債		218,021	222,755	215,253	219,530	4,277	2.0
未払金		36,845	37,264	44,656	45,518	862	1.9
1年内支払予定 の長期未払金		63,800	63,800	61,300	58,800	△ 2,500	△ 4.1
未払費用		894	922	775	771	△ 4	△ 0.5
未払法人税等		24,295	31,242	31,521	30,729	△ 792	△ 2.5
預り金		58,950	57,105	45,066	51,595	6,529	14.5
前受収益		25,753	25,011	25,520	27,031	1,511	5.9
1年内返還予定 の受入保証金		1,297	1,297	1,297	0	△ 1,297	△ 100.0
賞与引当金		6,184	6,112	5,115	5,082	△ 33	△ 0.6
固定負債		777,767	721,835	625,796	573,681	△ 52,115	△ 8.3
長期未払金		333,400	269,600	176,400	117,600	△ 58,800	△ 33.3
退職給付引当金		46,073	51,446	49,970	43,530	△ 6,440	△ 12.9
役員退職慰労引当金		7,911	9,943	10,919	916	△ 10,003	△ 91.6
受入敷金		387,089	388,849	387,807	411,635	23,828	6.1
受入保証金		3,294	1,997	700	0	△ 700	△ 100.0
純資産		2,734,557	2,839,069	2,938,967	3,056,853	117,886	4.0
株主資本		2,732,838	2,838,782	2,938,725	3,055,097	116,372	4.0
資本金		1,851,500	1,851,500	1,851,500	1,851,500	0	0.0
利益剰余金		882,838	988,782	1,088,725	1,205,097	116,372	10.7
利益準備金		1,851	1,851	1,851	1,851	0	0.0
その他利益剰余金		880,986	986,930	1,086,874	1,203,245	116,371	10.7
繰越利益剰余金		880,986	986,930	1,086,874	1,203,245	116,371	10.7
自己株式		△ 1,500	△ 1,500	△ 1,500	△ 1,500	0	0.0
評価・換算差額等		1,719	287	242	1,755	1,513	625.2
その他有価証券 評価差額金		1,719	287	242	1,755	1,513	625.2
負債・純資産合計		3,730,345	3,783,661	3,780,016	3,850,065	70,049	1.9

※表中の金額については、単位未満を切り捨てていますので、その内訳と合計が一致しない場合があります。

# 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

## 第1 監査の種類

財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

主に令和元年度における社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に対して交付した補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

### 1 財政的援助の状況

(1) 社会福祉協議会補助金	117,838,751円
(2) 地域福祉活動振興補助金	8,814,308円
(3) ボランティア活動支援事業補助金	3,000,000円

### 2 公の施設の指定管理の状況

(1) 宝塚市立総合福祉センター指定管理料	39,267,000円
(2) 宝塚市立老人福祉センター指定管理料	53,074,000円
(3) 宝塚市立大型児童センター指定管理料	33,100,000円
(4) 宝塚市立安倉児童館指定管理料	20,987,000円
(5) 宝塚市立高司児童館指定管理料	19,655,000円
(6) 宝塚市立安倉西・安倉南身体障害者支援センター指定管理料	226,400,708円

## 第3 監査の期間

予備調査 令和2年10月 1日から令和2年11月26日まで  
本監査 令和2年11月26日

## 第4 監査の概要

社協に対して交付した補助金及び公の施設の指定管理業務に係る指定管理料について、補助事業及び管理施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか及びそれらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査す



るとともに、必要に応じて関係職員（健康福祉部及び子ども未来部）から説明を聴取して監査を行いました。

## 第5 監査の結果

補助金等は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### 【意見】

#### 1 宝塚市社会福祉協議会補助金について

##### (1) 宝塚市社会福祉協議会補助金の在り方について

本市では、宝塚市の地域福祉を推進することを目的として、社協に対し必要な職員の人件費の全部又は一部を補助しており、令和元年度の決算額は1億1,783万円となっています。

宝塚市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、補助金の交付対象となる職員は、「社協の管理業務に従事する職員及び市が必要と認めた事業に従事する職員」とされていますが、社協の管理業務に従事する職員の中には、介護保険関連事業等の市が必要と認めた事業以外に従事する職員の管理業務を担っている職員が複数名存在しています。このことについて社協からは、「制度の狭間の対応や地域の校区ネットワーク会議への参加など地域福祉の推進のために事業を実施している。」旨の説明を受け、所管課からも「地域福祉の推進を図るために必要な役職と認めその人件費の全額を支給している。」旨の説明を受けました。

補助対象について、要綱では「社会福祉法第109条第1項に規定する事業を通じて、地域福祉の推進を図るために必要な社協職員の人件費の全部又は一部」と規定されているのみで、補助対象事業が特定されていません。実質的には「運営費補助」であると考えられ、「地域福祉の推進を図ることを目的とする」のみの記載では、補助対象が拡大解釈されてしまう懸念が生じます。

また、当該補助金は「地域福祉推進事業」に位置付けられ、事務事業評価表における成果指標は「ボランティア登録グループ数」とされていますが、事業費の大半が宝塚市社会福祉協議会補助金となっている事業の成果指標としては不十分であると考えざるを得ず、そもそも運営費補助であるが故に、成果指標の設定が難しくなっているのではないかと推察されます。

社協は非常に幅広い業務を担っており、補助対象業務全てを要綱で規定することが難しいことは一定理解できますが、宝塚市補助金交付基準において「事業目的や効果が不透明な運営補助は、廃止及び事業補助に転換すること」とされていることから、今後の補助金の在り方としては、事業費補助に移行していくことが、適切な成果指標を設定する上でも好ましいのではないかと考えます。

今後、所管課においては、事業効果を測る成果指標について速やかに検討するとともに、補助金の在り方についても併せて検討を行っていくことで、補助金の適正性及

び支出効果に対する市民への説明責任を果たせるよう努めてください。

## (2) 退職一時金について

社協は職員の退職給付のため、社会福祉法人全国社会福祉協議会が設立・運営する「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」に加入しており、市は、社協職員の安定した雇用の観点から、退職給付に係る負担金についても補助対象としています。

「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程」では1年以上の勤務で退職金が支給されるのに対し、社協の退職金規程では勤続5年未満の退職者には退職金を支給しないこととされてきました。この理由について、「採用後2年未満で退職する職員が多かったため、人材確保の観点から5年としている。」旨の説明を受けました。

しかしながら、5年未満で退職した社協職員の退職一時金については、本人には支給されないものの、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金からは社協に対して退職一時金が支給されており、これらは社協の収入として経理処理されてきました。結果的であるにせよ、市が人件費として支出した補助金が本人に支給されず社協の収入になっていることは、補助対象経費として支出してきたこととの整合性が取れません。

今後、所管課においては、5年未満で退職した社協職員の退職一時金の取扱いについて速やかに社協と協議を行い、支出した補助金が適切に補助対象経費として処理されるよう努めてください。

## 2 施設管理運営事業評価票について

施設管理運営事業評価票（以下「施設評価票」という。）は、宝塚市指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、指定管理者及び施設所管課が作成しているものです。指定管理者による評価は、年度終了後に提出する事業報告書等に併せて、当該年度の管理運営について自己評価を行い、施設所管課に提出します。また、施設所管課は、指定管理者から提出された事業報告書等及び指定管理者による施設評価票の自己評価を踏まえ、所管評価を行った後、総合評価を記入することとなっています。

宝塚市立総合福祉センター、宝塚市立老人福祉センター並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センターにおける施設評価票の成果指標及び目標値（以下「成果指標等」という。）について確認したところ、いずれの施設においても事務事業評価表の成果指標等と一致していませんでした。成果指標等が資料ごとに異なると、市民に対する説明が困難になる上、適切な目標設定等となっているのか疑問が生じると考えます。施設評価票と事務事業評価表の成果指標等を一致さ

せることで、目標設定等を明確にするよう努めてください。

また、宝塚市立大型児童センター、宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立高司児童館に係る令和2年度施設評価票における令和元年度の利用者数の実績値について、いずれも目標値を下回っていましたが、目標値から見た実績値の割合がほぼ同じであるにもかかわらず、各児童館によって利用状況の自己評価にばらつきが見受けられました。評価については児童館ごとに個別判断するのではなく、社協全体として一定の評価基準によりなされるべきであると考えます。施設所管課においては、児童館ごとの評価基準にばらつきが生じないように指導するとともに、自己評価とは異なる所管評価を行った場合は、その理由について社協と意見交換しながら、次年度以降の成果指標等に反映できるよう努めてください。

## 第7 社協の概要

### 1 目的

社協は、宝塚市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

### 2 事業

目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- (2) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (3) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (5) (1) から (4) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) 心配ごと相談事業
- (9) 善意銀行に関する事業
- (10) 日本赤十字社社資募集事業への協力
- (11) ボランティア活動の振興
- (12) 老人訪問介護事業の経営

- (13) 老人デイサービス事業の経営
- (14) 福祉サービス利用援助事業
- (15) 障害福祉サービス事業の経営
- (16) 相談支援事業の経営
- (17) 移動支援事業の経営
- (18) 地域活動支援センターの経営
- (19) 生活福祉資金貸付事業
- (20) 老人福祉センターの経営
- (21) 児童厚生施設の経営
- (22) 自立相談支援事業
- (23) 生活支援体制整備事業
- (24) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (25) 総合福祉センターの経営
- (26) 訪問介護事業の経営
- (27) 居宅介護支援事業の経営
- (28) 地域包括支援センターの経営
- (29) 日中一時支援事業の経営

### 3 補助金の概要

#### (1) 社会福祉協議会補助金

社協が、社会福祉法第109条第1項に規定する事業を実施するために必要な、管理業務に従事する職員及び地域福祉関係の事業に従事していると市が認めた職員の人件費を補助することにより、宝塚市における地域福祉を推進するものです。

#### (2) 地域福祉活動振興補助金

社協が、地域福祉活動、福祉コミュニティの推進及びボランティア活動の支援を行うために必要な経費を補助することにより、宝塚市における地域福祉を推進するものです。

#### (3) ボランティア活動支援事業補助金

社協が、ボランティアや地域リーダーの人材育成・研修、ボランティアやボランティアグループ間の交流・ネットワークの推進やコーディネート等のボランティア活動を支援する事業に必要な経費を補助することにより、宝塚市における社会福祉を推進するものです。

#### 4 公の施設の指定管理の状況

- (1) 市立総合福祉センター  
施設の管理運営業務
- (2) 市立老人福祉センター  
施設の管理運営業務、各種講座等事業
- (3) 市立大型児童センター  
施設の管理運営業務、大型児童センター事業
- (4) 市立安倉児童館  
施設の管理運営業務、児童館事業
- (5) 市立高司児童館  
施設の管理運営業務、児童館事業
- (6) 市立安倉西・安倉南身体障害者支援センター  
施設の管理運営業務、障害福祉サービス事業等

#### 5 組織

社協は、理事長1人、副理事長3人を含め理事15人、監事2人、評議員35人、正規職員84人、嘱託職員13人、契約職員213人、ふれあいヘルパー50人で構成されています。

(令和2年3月31日現在)

# 特定非営利活動法人 宝塚高次脳機能障害者共生の会

## 第1 監査の種類

財政援助団体監査

## 第2 監査の対象

主に令和元年度における特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会（以下「共生の会」という。）に対する市の補助金等に係る出納その他の事務の執行

地域活動支援センター補助金 5,014,000 円

## 第3 監査の期間

予備調査 令和2年10月 1日から令和2年11月26日まで

本監査 令和2年11月26日

## 第4 監査の概要

共生の会に対して交付した補助金が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか及びそれらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係職員（健康福祉部）から説明を聴取して監査を行いました。

## 第5 監査の結果

補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

## 第6 指摘・意見

### 【意見】

#### 1 地域活動支援センター補助金について

共生の会における令和元年度地域活動支援センター補助金に係る実績報告書等を確認したところ、令和元年12月に提出した変更交付申請では、約40万円不足する見込みで補助金交付を受けていましたが、翌年4月に提出した実績報告では結果的に約100万円の返還金が生じていました。

このことについて、共生の会に確認したところ、「宝塚市では、12月に変更交付申請を行い変更交付額が決定されると、それ以降に補助金交付額の増額ができないため、12月の変更交付申請では多めに申請している。」旨の説明を受けました。

なお、令和元年度における地域活動支援センター全体の補助金返還額を確認したところ、補助金交付19施設のうち12施設から合計350万円の返還金が発生していました。

このように、各事業所が変更交付申請額を多く見積もって申請することにより、年度末における実績報告では補助金返還額が大きくなり、市全体の不用額も増加することになりますが、これは財政運営上好ましくないと考えます。阪神各市の中には実績額による精算を行い、不足額がある場合には追加交付している市があることから、所管課においては各市における補助金の交付方法を調査し、変更交付の適切な在り方について検討してください。

## 第7 共生の会の概要

#### 1 目的

共生の会は、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受け、後遺症として高次脳機能障害を受傷した当事者、その家族及び支援者に対して、障害の正しい知識の普及と情報提供を行い当事者の社会復帰、社会参加の促進、就労支援及び家族が抱える負担の軽減を図るとともに、世間の誰もがなりうる脳障害に対し、支援者及び第三者への理解を深めることに関する事業を行い、当事者とその家族が安心して社会生活を営める環境を築くことに寄与することを目的としています。

#### 2 事業

目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 障害者福祉施策に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 福祉に関する地域啓発事業及び調査・研究事業



(3) 教育機関と連携する障害児とその家族の相談支援や生活支援事業

### 3 補助金の概要

障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを設置し、障害者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部を補助するものです。

### 4 組 織

正会員 42 人をもって社員とし、そのうち役員は理事 7 人（理事長 1 人、副理事長 2 人を含む）と監事 2 人で構成されています。

(令和 2 年 3 月 3 1 日現在)

# 宝塚フェスタ実行委員会

## 第1 監査の種類

財政援助団体監査

## 第2 監査の対象

主に令和元年度における宝塚フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する市の補助金に係る出納その他の事務の執行

宝塚フェスタ事業補助金          3,400,000円

## 第3 監査の期間

予備調査      令和2年10月 1日から令和2年11月26日まで

本 監 査      令和2年11月26日

## 第4 監査の概要

実行委員会に対して交付した補助金が、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか及びそれらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係職員（産業文化部）から説明を聴取して監査を行いました。

## 第5 監査の結果

補助金は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていると認められました。

## 第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

## 第7 実行委員会の概要

### 1 目的

実行委員会は、宝塚フェスタを実施することによって、生き生きとした活力と魅力あるまちの実現を目指し、子どもから大人まで幅広く宝塚の伝統文化を伝えながら、市民相互の交流を深め、誰もが主役となり、市民一人ひとりの「ふるさと意識」を高

め、宝塚のまつりの代名詞となる事業を行うことを目的に設立されています。

## 2 事業

目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 宝塚フェスタの開催に関する事
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関する事

## 3 補助金の概要

市の賑わいを創出するとともに、市民の相互交流促進並びに宝塚の歴史・文化を広く伝えていくために実施する、宝塚フェスタ事業に必要な経費の一部を補助するものです。

## 4 組織

実行委員会は、委員長1人、副委員長2人、監事2人及び事務局職員3人（うち、市職員兼務3人）をもって構成されています。

(令和2年3月31日現在)